

介護報酬の請求はインターネットが便利

インターネットが閲覧できるパソコンがあれば利用可能！

- ① **毎月1日から10日の23:30までは**、国保連合会の閉庁日(土、日、祝日)に関係なく、**いつでもデータの送信が可能です**。また、データに不備が見つかった場合、期間内であれば送信を取消し、修正した正しいデータを再度送信することが何度でもできます。
- ② 国保連合会に提出する、紙又はCDの作成事務・媒体費用、提出に行く時間又は郵送準備・料金等が不要となり、**事務の軽減並びにコストの削減が期待できます**。
- ③ 紙や媒体の提出事業所へは、返戻や支払の通知が郵送となるため、送付までの準備に時間がかかり、また、発送から到着までも2日程度かかりますが、**インターネット請求の事業所については、即時発行となるため早期に通知を受け取ることができます**。

請求方法	審査結果通知	支払通知
インターネット請求	審査月の月末に送信	審査月の翌月19日前後に送信
紙又はCDでの請求	審査月の翌月上旬の発送	審査月の翌月25日前後の発送

- ④ **複数の事業所を経営されている事業者については**、代理請求を行うことで、1つの電子証明書により100事業所まで請求ができるため、請求を一括して送付することで**さらにコストの削減が期待できます**。

インターネット請求を行うには、電子証明書(介護単独:13,200円 介護・障害共通:13,900円 3年間有効)を取得する必要があります。

また、送信するための請求ソフトが別途必要になりますが、ソフト利用料に電子証明書が含まれる場合もありますので、各請求ソフトメーカーの利用方法を確認することでさらにお得に利用できる場合があります。

ケアプランデータ連携システムも利用可能

令和5年4月から運用が始まった、「ケアプランデータ連携システム」については、インターネット請求の事業所だけでなく、紙やCDの請求事業所でも利用が可能です。このシステムを利用するには、別途ライセンス料(21,000円)が必要となりますが、居宅介護支援事業所と介護サービス事業所の間で行われるやり取りをデータで行うことにより、**事業所間でのFAX等の通信費や紙の削減、転記ミスがなくなることによる国保連合会からの返戻の減少、事務作業の軽減、介護報酬支払いの安定等の効果が期待できます**。

＜ケアプランデータ連携システムヘルデスクサポートサイト：<https://www.careplan-renkei-support.jp/>>

※主治医意見書作成料については、インターネットでの取り扱い対象外となっておりますので、ご注意ください。

インターネット請求に関する問い合わせ先

岐阜県国民健康保険団体連合会 介護・障害課介護保険係
058-275-9825

